

浅口市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による監査請求について、同条第5項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

令和3年4月5日

浅口市	監査委員	円尾	純也
同		香取	良勝

浅 監 第 3 号
令 和 3 年 4 月 1 日

請求人

(氏名省略) 様

浅口市 監査委員 円尾 純也
同 香取 良勝

浅口市職員措置請求に係る監査の結果について (通知)

令和3年2月1日付けで地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項の規定により提出された浅口市職員措置請求について、監査した結果を同条第5項の規定により、下記のとおり通知する。

記

1 請求の受付

(1) 請求人

住所 (住所省略)

氏名 (氏名省略)

(2) 請求書の提出日

令和3年2月1日

(3) 請求の内容

請求人が提出した浅口市職員措置請求書の内容は、次のとおりである。

住民監査請求書

浅口市監査委員様

令和3年2月1日

提出者 住所 (住所省略)

職業 (職業省略)

氏名 (氏名省略)

(趣旨)

浅口黒ニンニク研究会(以下、同研究会)は浅口市産業団体等補助金事業実績報告をするにあたり、領収証を改竄(虚偽記載)し浅口市から令和元年度浅口市産業団体等補助金を不当に受け取った。

1) 同研究会は浅口市産業団体等補助金事業実績報告をするにあたり、令和元年度黒ニンニク研究会活動収支明細及び同明細に監査請求人が記した①、②、③に対称する領収証(監査請求人が記した①、②、③)提出した。(添付文書1))

2) 浅口市議会選出の浅口市監査委員が調査し、当該議員が浅口市議会令和2年度12月定例会一般質問において質問時議場で配布した資料(添付文書2))によると領収証①は蒸し器(ジャンボ)を購入したことになっているが、監査委員がA店を調査したところによると、実際に購入した品物は「07深いお弁当ケース深型」、「07N取手付ポリ袋45半透明」、「16フジサワカニかま140g」、「16ウッディフレッシュWF-1」、「冷感ひえひえマット猫用」、「16Nかまぼこスライスカニ入り」、「サツマイモ苗10本金時」、「ハウスうまかっちゃん94G」であった。

3) 領収書②は除草剤を購入したことになっているが、同じく監査委員のB店への調査によると実際購入したのは「フュージョンマニュアル4Bホルダー付一替刃5個付(注、髭剃り)」、「南京錠同一キー3個付40」であった。

4) 領収証③も除草剤を購入したことになっているが、これも監査委員のB店への調査によると実際は「黒霧島1800L」、「金麦350ML×24缶」を購入している。

この様に領収証を改竄し、公金である浅口市産業団体等補助金を不当に受け取る行為は断じて許されるものではない。

よって監査委員は市長に対し次のことを勧告するよう求める。

「市長は上記違法行為による補助金交付を受けた黒ニンニク研究会に対し、令和元年度浅口市産業団体等補助金の金額を返還させる措置を講ずること」

地方自治法 242 条 1 項の規定により、別紙事実証明を添付の上、必要な措置を請求します。

添付書類

1) 令和元年度黒ニンニク研究会活動収支明細及び同明細書に監査請求人が記した①、②、③に対する領収証（告発人が記した①、②、③）

2) 浅口市議会選出の浅口市監査委員が調査し、当該議員が浅口市議会令和 2 年度 12 月定例会一般質問において質問時議場で配布した資料の内、監査請求人が記した①、②、③に対する領収証及び明細

上記 1) は浅口市長宛てに行った文書開示請求により開示された文書の一部写し

上記 2) は浅口市議会議長宛てに行った文書開示請求により開示された文書の一部写し

また、令和 3 年 3 月 18 日に以下の令和 3 年 2 月 1 日付け提出の住民監査請求に係る補完陳述及び新証拠提出についてが提出された。

(趣旨)

浅口黒ニンニク研究会（以下、同研究会）は令和元年度浅口市産業団体等補助金事業実績報告にあたり誤りが見つかったとして補助金の一部返金を申し出た。

産業振興課は申し出に基き補助金額を変更し一部返金請求した。（添付文書）

同研究会から任意に誤りの申し出があって産業振興課が対処したかの如く装っているが、同研究会の実績報告における誤りとしているものは令和 2 年 11 月 30 日開催の市議会本会議一般質問において議員より領収書の改竄（虚偽記載）と指摘された後に申し出たものである。

もし、市議会本会議一般質問において議員より指摘されなかったら、同研究会より実績報告における誤りの申し出はなかったものと考えられ、善意による申し出（自白）ではなく、悪質な行為（補助金詐取）と考えるのが妥当である。

産業振興課も同研究会に交付された補助金は市民の血税であることの認識に欠ける対処であったと言わざるを得ない。

よって監査委員は市長に対し次のことを勧告するよう再度求めるものである。

「市長は上記違法行為による補助金交付を受けた黒ニンニク研究会に対し、令和元年度浅口市産業団体等補助金の全額を返還させる措置を講ずること」

添付文書

令和3年1月5日起案「令和元年度黒ニンニク研究会補助金の一部返金請求について」（開示文書の写し）

（以上、内容は原文のまま掲載、ただし、添付書類は省略した。）

（各書類省略）

（４）請求の受理

本件措置請求については、法第242条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、令和3年2月9日に、請求書の受付日付けでこれを受理することを決定した。

2 監査の実施

（１）監査対象事項

本件措置請求書（以下「本請求書」という。）から、請求人が求める措置内容を次のように解した。

浅口黒ニンニク研究会（以下「研究会」という。）は令和元年度浅口市産業団体等補助金交付にあたり、事業実績報告書において領収書を改ざん（虚偽記載）して提出し、公金である補助金を不当に受け取っている。よって、市長に研究会に対して交付した補助金の全額を返還させる措置を講ずることを求める。

（２）監査対象部局

産業建設部産業振興課

（３）請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し、令和3年2月19日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。その際、同条第8項の規定に基づき、産業建設部産業振興課の職員（以下「関係職員」という。）を立ち会わせた。

なお、新たな証拠の提出として、本請求書に添付された事実証明書が文書開示請求によって開示された文書の一部であったため、補足資料として開示された文書の全部が提出された。

陳述の要旨は、おおむね次のとおりである。

①本請求書の趣旨に書いてあるとおり、2)にある領収書①の4, 760円

はカニかま等、3)にある領収書②の4,760円は髭剃り等、4)にある領収書③の4,130円は黒霧島等であり、その合計13,650円が不当に交付されている。

- ②市から開示された領収書①と議会事務局から開示された領収書①は領収書の番号が同じものであるが、但し書が除草剤と、除草剤を消して蒸し器と書き直されている。これは領収書の偽造または改ざんであり、市が知り得なかったのであれば補助金を騙し取ったことになる。
- ③事業実績報告書に添付された収支決算書に予備費とあるが、同じく添付された収支明細には予備費はない。支出の分類が違うことはその場で確認できるはずなので、すぐ訂正すべきである。これは担当者の怠慢か、不正を知り得ていたのであれば背任にあたる。
- ④産業団体等補助金交付要綱には補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができると規定しているが、用途に関係ないものを使用し、領収書を改ざんしているということで、全部の取り消しを勧告するよう求める。

(4) 関係職員の陳述

令和3年2月19日に関係職員から陳述の聴取を行った。その際、法第242条第8項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。

陳述の要旨は、おおむね次のとおりである。

- ①本請求書の趣旨2)の領収書①については、店に確認したところ領収書の控えを持っており、蒸し器で間違いないということであった。
- ②領収書①の但し書の欄に除草剤と書いてあるのは、事業実績報告時に提出のあった領収書のコピーの但し書欄が空欄であったため、担当者が研究会から聞き取りを行った際に除草剤と説明を受け、それを但し書欄に誤ってメモをしたものである。
- ③領収書①はカニかま等との指摘を受けているが、他人の明細を誤って監査委員に渡してしまったと店長が認めている。
- ④領収書①は、5月5日に蒸し器を注文して代金を支払った際に渡された領収書(お買上げ明細書)を5月14日に別の領収書で出し直したものである。
- ⑤本請求書の趣旨3)の領収書②については、南京錠と髭剃りであり、南京錠は倉庫に使用するもので補助対象経費であるが、髭剃りは私物であり補助対象外である。研究会は除草剤と思い込んで提出をした。
- ⑥本請求書の趣旨4)の領収書③については酒類で間違いない。研究会の親睦会で使用し、他の領収書と一緒にしていたところ事業実績報告時に除草

剤と思い込み提出したとのことであった。除草剤は実際に購入し使用していることは現地確認を行い確認している。除草剤の領収書は紛失してしまったとのことであった。

⑦請求人から指摘のあった予備費については、実際には資材費のことで補助対象経費にあたりと認識している。

⑧研究会から上記の補助対象外経費を返還したいとの申し出があり、市でも調査を行い、補助対象額を103,263円から97,164円へ訂正し、既交付額100,000円との差額2,836円を返還させている。当該団体に会計処理の管理体制を厳しく注意・指導し、今後は他団体への補助金についても領収書の使途の確認を徹底するなど、審査を厳正に行いたい。

3 監査の結果

(1) 事実関係の確認

①関係法令等

(ア) 地方自治法

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

(イ) 浅口市産業団体等補助金交付要綱（平成18年浅口市告示第83号。以下「交付要綱」という。）

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 農林水産業、商工業及び観光における事業の推進及び調査に関する経費
- (2) 団体の施設における維持管理及び事務等に要する経費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

第3条 補助金の交付を受けようとする産業団体等は、別に定める日までに産業団体等補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体の規則等(制定されていない場合はこれに類するもの)

第4条 市長は、前条の書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定を行い、

産業団体等補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付決定を行う場合、事業実施方法等について条件を付することができる。

(第5条、第6条省略)

第7条

補助事業者は、補助事業等の完了後2週間又は当該会計年度の3月31日のどちらか早い日までに産業団体等補助金事業実績報告書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業実施状況報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第8条

市長は、前条の規定による事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助事業の成果が適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、産業団体等補助金の額の確定通知書(様式第4号)により補助事業者に通ずるものとする。

第9条

市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金を交付するものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要と認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

第10条

市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 提出書類の記載に虚偽があったとき。
- (4) この告示に定める規定又はこの告示に基づく市長の指示に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、不正の行為があると認められたとき。

2 前項の規定は、第8条の規定による補助金の額の確定

があった後においても適用があるものとする。

第11条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超えて補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

第13条 この補助金の交付に関しては、前各条に定めるもののほか、浅口市補助金等交付規則（平成18年浅口市規則第48号）の例による。

(ウ) 浅口市補助金等交付規則（平成18年浅口市規則第48号。以下「交付規則」という。)

第11条 補助事業者等は、法令の定め並びに補助金等の交付決定の対象となった事業計画及び交付決定に付した条件その他市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等を他の用途に使用してはならない。

(第12条～第23条省略)

第24条 補助事業者等は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿等を常に整備しておかなければならない。

(以下省略)

②本件補助金交付に係る事実（事実を確認した書類）

(ア) 補助金の交付申請

補助金の交付申請に係る事務手続きについては、交付要綱第3条に定められており、令和元年5月8日付けで令和元年度の補助金交付申請書（申請額100,000円）が事業実施計画書、予算書、研究会規約、会員名簿とともに提出され、産業建設部産業振興課（以下、「産業振興課」という。）において同日付けで受理していた。

(イ) 補助金の交付決定

補助金の交付決定に係る事務手続きについては、交付要綱第4条に定められており、産業振興課は令和元年5月8日付けで提出された補助金交付申請書等を審査し、適当であると認め、令和元年5月10日付けで補助金交付決定通知書（交付決定額100,000円）を申請者へ通知していた。

(ウ) 補助金の交付

補助金の交付に係る事務手続きについては、交付要綱第9条に定められており、補助金交付決定通知書の通知後の令和元年5月17日付けで補助金交付請求書（請求額100,000円）が提出され、産業振興課は令和元年6月5日に概算払いで交付していた。

(エ) 事業実績報告

補助金の事業実績報告に係る事務手続きについては、交付要綱第7条に定められており、令和2年3月25日付けで事業実績報告書が事業実施状況報告書、研究会収支決算書、研究会活動収支明細、監査報告書、事業に要した費用の領収書、レシート、活動写真とともに提出され、同日付けで産業振興課において受理していた。決算額については収入106,000円、支出103,263円であった。

(オ) 補助金の額の確定

補助金の額の確定に係る事務手続きについては、交付要綱第8条に定められており、産業振興課は提出された事業実績報告書等を審査し、適正であると認め、同日付けで確定通知書（確定額100,000円）を申請者へ通知していた。なお、令和2年4月3日に精算処理を完了していた。

(カ) 補助金の返還

補助金の返還に係る事務手続きについては、交付要綱第11条に定められており、令和3年1月5日付けで一部返金請求について起案されていた。

内容としては、研究会より事業実績報告に誤りがあり訂正したうえ、補助金の一部を返還したいとの申し出があった。それを受け産業振興課で精査したところ、研究会の過失により私的購入品が決算額に含まれており、それら補助対象外経費分を除外するもの。

精査の概要

- (1) 本請求書の趣旨3)の領収書②の4,760円のうち、1,980円が補助対象外の髭剃りの購入代金であった。
- (2) 本請求書の趣旨4)の領収書③の4,130円は、補助対象外の酒類の購入代金であった。
- (3) 事業実績報告書に添付してあった令和元年10月15日の1,650円のレシートのうち、327円（割引後228円）は補助対象外のわけぎ球根の購入代金であった。
- (4) 事業実績報告書に添付してあった令和元年10月16日の6,549円のレシートのうち、ニンニクの購入代金2,394円は税

抜き価格であったため、消費税分239円を加算する。

(5)本請求書の趣旨2)の領収書①の4,760円は、除草剤ではなく蒸し器の購入代金であり、補助対象経費のため交付額に影響しない。

以上のことから、補助対象外6,338円、補助対象加算239円となり、決算額は訂正前103,263円から訂正後97,164円となり、交付済額100,000円との差額2,836円を返還請求し、令和3年1月22日に研究会より返還された。

(キ) 領収書の明細調査

事業実績報告書に添付されていた領収書のうち、但し書欄の記載のみでは明細が不明なものについて調査を実施した。結果は次のとおりであった。

店 舗 名	領収書の金額	但し書	明細 (調査結果)
C店	2,380円	空 欄	国産蒸し器ワイドジャンボ 2点
C店	1,398円	空 欄	国産蒸し器ジャンボ 2点
A店	4,760円	蒸し器 (除草剤)	国産蒸し器ワイドジャンボ 4点
B店	4,760円	除草剤代	フュージョンマニュアル4B ホルダー付 替刃5個付 南京錠 同一キー3個付
B店	4,130円	除草剤代	黒霧島パック1800ML 金麦350ML×24缶
D店	45,360円	ニンニク 種 代	ニンニク球根 (品名ホワイト 六片) 70個
D店	10,380円	肥料代	きじまる堆肥20kg 10袋 くみあい粒状苦土 (炭酸) 石 灰20kg 2袋 なたね粕20kg 2袋 化成肥料14-14-14 20kg 2袋

(2) 判断

領収書を改ざん (虚偽記載) し公金である補助金を不当に受け取ったことについて

法第232条の2では、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができると規定されており、本件において産業振興課は交付要綱に基づき補助金を交付している。

研究会は令和元年度の事業実績報告をするにあたり、令和2年3月25日付けで交付要綱第7条に規定する事業実績報告書を提出している。その際添付書類として事業実施状況報告書、研究会収支決算書、研究会活動収支明細、監査報告書及び事業に要した資材、苗、肥料、農薬等の各種経費の領収書を添付していた。産業振興課は交付要綱第8条に基づきその内容を審査し、その内容が適当であると認め同日付けで補助金を確定させた。

令和3年1月5日付けの起案文で、令和元年度分の事業実績報告に誤りが見つかったとのことで研究会より補助金の一部返金の申し出があり、産業振興課は再度精査したうえで補助金額を変更し、差額を返還させた。その内容は事業に必要なない私的購入品や研究会の懇親会で提供した酒類の領収書を「除草剤」として事業実績報告書に添付していたというものであった。これは議員が市議会一般質問において指摘した不正を研究会自ら認めたことにほかならない。

虚偽の申請とは、補助金を不正に得るため申請内容に事実と著しく相違する事項がある場合をいい、申請にかかる事業そのものが架空であるかのような場合や事業費を水増しして申請したような場合がこれに該当する。本件においては領収書を改ざんしており、また、事業実績報告時に会計監査を行う監事が事業の執行及び会計処理は正確で適切であるとの監査報告を行っていることから、虚偽にあたりと判断できる。

交付要綱第10条第1項には各号で補助金交付決定の取り消しについて規定されており、本件では第1号「補助金を他の用途に使用したとき」、及び第3号「提出書類の記載に虚偽があったとき」の2項目に該当する。これらを踏まえると補助金交付決定の全部を取り消すのが妥当と判断する。

4 結論

以上のことから、本件請求には理由があると認められるので、法第242条第5項の規定により、次のとおり勧告する。

5 勧告

市長は、研究会に対し令和元年度産業団体等補助金交付決定の全部を取り消し、令和3年5月7日までに既に交付された補助金の全額を返還するよう命じること。

6 意見

監査の結果は以上のとおりであるが、次のとおり意見を述べる。

本件請求は、研究会における補助金のずさんな管理が主な原因であったが、担当部局の確認不足、指導不足も原因の一つである。特に事業実績報告に添付された領収書やレシートには、研究会の事業とは何ら関係のない商品が同時に購入され、同じレシートで打ち出されており、研究会で使用するものと私的なものとの区別が分かりにくくなっていた。交付規則に関係書類の整備に関することが明記されているので補助金交付団体に対し周知徹底を図られたい。

補助金も公金であることに鑑み、交付団体が事業を行う際には担当部局はそのことを当該団体に十分認識するよう指導し、行った事業に対する説明は市にもあることを意識しておくべきである。

また、補助金事業を所管する全ての部局は、自らの事務について再確認し、補助金の目的、対象、手続き等明確でないものは見直しを進めるとともに、補助金交付団体に対し必要に応じ適切な支援や指導を行われたい。

交付決定等を行う立場にある市長はその責任の大きさを認識し、慎重かつ厳正な審査を行うよう求める。